

10 視能訓練士^{*1}高崎 裕子^{*2}

1. 過去 20 年間の人数・男女比の推移

視能訓練士の有資格者数は、2013 年 6 月現在 11,232 名である。過去 20 年を 10 年ごとにみると、1990 年は 1,813 名、2000 年は 4,267 名、2010 年は 9,351 名で急速に増加している。有資格者の男女比は、公的資料が非公開であるため公益社団法人日本視能訓練士協会（以下、視能訓練士協会）の会員で述べる。2013 年の視能訓練士協会会員数は 5,969 名で、男性 13.6%、女性 86.4% の比率で女性の比率が高い。男性の比率は、1990 年は 2%、2000 年は 5%、2010 年は 12% で徐々に増加している。女性の比率が高いことは、視能訓練士法が制定された当初、その業務が弱視・斜視で主に小児を対象としていたために、養成対象者が長い間女性が多かった背景による。しかし、1993 年の法律改正で視能訓練士の業務内容は拡大し、男女共学の養成校が一般的になったことから、男性の視能訓練士は増加の傾向にある。

2. 文部科学省と厚生労働省の役割

視能訓練士養成において大学教育課程は学校教育法に基づき行われ、専門学校の教育課程は厚生労働省令で定められている。視能訓練士国家試験（以下、国家試験）に関し必要な事項は、厚生労働省令で定められている。

3. 免許制度と免許試験制度

視能訓練士になろうとする者は国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。視能訓練士免許証は、国家試験合格者が申請することにより交付される。以下のいずれかに該当する場合に国家試験受験資格がある。(1)大学入

学資格を有するもので視能訓練士養成校において 3 年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を習得したもの。(2)大学、短期大学、看護学校において 2 年以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者で、視能訓練士養成所において 1 年以上視能訓練士に必要な知識及び技能を習得した者。(3)外国で、視能訓練に関する学校の卒業者、または免許を受けたもので厚生労働大臣が認定した者である。

4. 従事する業務内容と従事する医療現場の典型例

視能訓練士協会が 2010 年に実施した実態調査で（調査対象 5,146 件、回答数 2101 件、回収率 40.8%）、視能訓練士の 90% 以上が視力、屈折、眼圧、色覚、静的視野の眼科一般検査および斜視・眼球運動検査に日常従事している。視能矯正訓練業務では弱視訓練 70.3%、斜視訓練 54.7% の比率で従事している。斜視・眼球運動検査と視能矯正訓練は相互に関与するため、日常業務において視能矯正訓練の比率が低いとは言えない。また、大学病院、総合病院、私立眼科病院、眼科診療所の施設別でも日常業務内容に差はなく、眼科一般検査に従事する比率が高いが、コンタクトレンズ検査は眼科診療所で比率が高い¹⁾。

5. 視能訓練士法

視能訓練士法は 1971 年に制定され、視能訓練士は医師の指示のもとに、両眼視機能に障害のある人の両眼視機能回復のための矯正訓練及びそれに必要な検査を行うことを業とする、と定義された。守秘義務、名称の使用制限、罰則規定も明記されている。1993 年の法律改正により、視能訓練士の定義にある業務に加えて、人体に及ぼす影響の程度が高くない眼科検査が行えるようになった²⁾。

^{*1} Orthoptist^{*2} Hiroko Takasaki 川崎医療福祉大学

6. 教育機関の数、国公立の別

2013年現在、本邦の視能訓練士養成教育機関はすべて私立であり、大学は8校、専門学校は21校が存在する。2014年4月には1校の大学が視能訓練士養成課程を新設し、1校の既存専門学校が3年制短期大学に移行するため、大学は9校、短期大学は1校、専門学校が20校となる予定である。

7. 卒前教育課程および大学院研究課程

大学での卒前教育は昼間4年の教育課程である。8校の大学のうち1校には4年制の教育課程と、前述の国家試験受験資格(2)を適用する2年の教育課程が設置されているが、特異な例である。専門学校は種々な教育形態を採用しているが、最も多い教育課程は高卒以上、昼間部3年制である。なかには夜間4年制や昼間1年制教育課程もある。大学院研究科は7校に設置されており、2年の修士教育課程と、3年または4年の博士後期課程がある。また通信制教育による大学院が1校あり、社会人にも門戸が広がっている。

8. 卒後研修制度の有無、主なキャリアパス

大学病院とその関連病院間では、視能訓練士の相互研修が可能な場合もあるが、一般的ではない。視能訓練士協会に所属する会員には施設見学制度は設けられているが、卒後研修制度はない。視能訓練士が複数名勤務する病院においては昇格制度が設けられていたり、在職のまま大学院への進学が可能な場合もあるが、大多数の視能訓練士

は臨床業務に終始している。視能訓練士で大学機関に勤務する場合は、教育・研究業績を重ねることにより教授職等への昇進が可能である。

9. 国・自治体や学会による専門家認定制度の有無

視能訓練士協会に所属し、生涯教育制度に登録する者は、視能訓練士協会が規定する国際学会、専門学術総会、講演会や講習会等の参加状況に応じて単位が加算され、認定視能訓練士や認定専任教員の資格が与えられる。これらの認定資格は5年ごとの更新制度であり、視能訓練士の資質担保のための継続教育が行われている。

10. 教育について話題にされていること

大学、専門学校を問わず視能訓練士養成課程の学生の学力2極化傾向が話題になっており、学生の資質低下は共通の課題である。視能訓練士学校養成所指定規則では、専任教員のうち少なくとも3名は5年以上業務に従事した視能訓練士であることと定めている。しかし、専任教員の絶対数が不足しているために十分な臨床経験や教育手法を備えることなく教職に就くことがあり、専任教員養成課程の設置が必要とされている。

■文 献

- 1) 視能訓練士の現状と展望 2010年。白書委員会編。社団法人日本視能訓練士協会、東京、2011、p.36-9.
- 2) 視能訓練士法。医療六法（平成25年版）。医療六法編集委員会編、中央法規出版、東京、2013：p.1621-45.